

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

綾瀬市

1 促進計画の区域

別紙地図 1 及び 2 に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 早川吉岡地区

(1) 現況

本地区は、農道整備・排水整備等を中心とした基盤整備を中心に土地改良事業が行われている。

(2) 目標

土地利用の集約化・効率化を進めるとともに、都市型農業の確立を目指す。また、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、農道等の地域資源の基礎的な保全活動等を行い、多面的機能の発揮を図ることとする。

2. 深谷落合地区

(1) 現況

比留川、深谷川流域に展開される帯状をなした農用地については、水田としての利用がなされているが、落合地区の水田の一部については、畑への転換が図られており、露地野菜や植木などの作目を中心とした規模拡大を目途として畑地利用がなされている。また、水田については用水路の整備改修を実施し、利用が行われている。

(2) 目標

今後も用水路の維持整備を行い水田の有効利用を目指す。また、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、水路等の地域資源の基礎的な保全活動等を行い、多面的機能の発揮を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	早川吉岡地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

	深谷落合地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
--	--------	------------------

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし